

随意契約によることとした理由

1 業務名

比治山公園における回遊性の向上に関するワークショップその他業務

2 業務の概要

「比治山公園『平和の丘』基本計画」に基づき、回遊性の向上策（平和大通りと比治山公園の回遊性を高める取組、比治山公園内の売店跡地等の未利用地の活用策や既存施設の利用促進策、比治山公園全体を回遊させるための方策など）を検討するためのワークショップを開催するに当たり、その準備・運営等を行うものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市西区楠木町一丁目9番7号

(2) 商号又は名称

中国セントラルコンサルタント株式会社

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

(物品売買等に係る随意契約ガイドライン3-(1)-オに該当)

5 随意契約によることとした理由

本業務は、比治山公園における回遊性の向上策を検討するためのワークショップの準備・運営等を行うものであり、その性質上、価格のみの競争による一般競争入札ではなく、事業者の業務実績や技術力、企画力など、価格以外の要素を評価することにより受託候補者を特定する方式が適していると考えられることから、公募型プロポーザル方式を採用した。

同プロポーザルにおいては、1者から提案書が提出され、「比治山公園における回遊性の向上に関するワークショップその他業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、本市の求める最低限の水準（総計の6割）に達していたことから、同者を受託候補者として特定した。

よって、本業務は、同者でなければ履行するのが困難なため、随意契約によることとする。